

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「恋人の聖地」広域市町村連携によるデジタル・シティプロモーション事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道七飯町、岩手県花巻市、山形県村山市、福島県田村市、石川県白山市、長野県須坂市、岐阜県山県市、静岡県西伊豆町、愛知県豊根村、大阪府貝塚市、大阪府泉南市、兵庫県朝来市、徳島県阿南市、高知県室戸市、福岡県小郡市、佐賀県基山町、熊本県阿蘇市及び大分県豊後高田市

3 地域再生計画の区域

北海道七飯町、岩手県花巻市、山形県村山市、福島県田村市、石川県白山市、長野県須坂市、岐阜県山県市、静岡県西伊豆町、愛知県豊根村、大阪府貝塚市、大阪府泉南市、兵庫県朝来市、徳島県阿南市、高知県室戸市、福岡県小郡市、佐賀県基山町、熊本県阿蘇市及び大分県豊後高田市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地方創生の実現における構造的な課題

地方の小規模の市町村では、全国的な人口の自然減に加え、東京一極集中などによる社会減により、地域産業が衰退し更に人口の社会減が進み、地域内で内発力を生み出す基盤が乏しくなっていることから、地域外からの支援を求める方法として「観光」に注目し、観光による交流人口の拡大による地域活性化策を講じてきている。しかし、地域内の基盤が乏しい上、小規模の市町村の脆弱な財政や人員では、地域の魅力の発掘や磨き上げ、近隣へのシティプロモーションが限界であり、東京をはじめとする大都市圏からの交流人口の拡大にはつながっていない。また、新しい生活様式への対応するため、更なる財源やノウハウが必要となっている。

このような小規模市町村の体制を補完するため、現在、国においても自治体戦略2040構想研究会にて地方圏の圏域マネジメントの推進が議論されているように、近隣自治体の連携は行われつつあるものの、全国規模での市町村間の広域連携、特に

都道府県域を超えての広域連携は容易ではなく、議論もあまり進んでいない。現在の地方自治体制では全国的な市町村広域連携の推進は難しいと考えられる。

そこで、「『恋人の聖地』を有する市町村である」などの「縁」や「共通のテーマ」による「つながり」で、全国の小規模市町村が広域連携を進めるとともに、全国的広域連携で効果的なシティプロモーションを行う必要があるが、その実現にためには、各市町村において社会の変化（新しい生活様式やデジタル化）に合わせてデジタル化への移行、情報発信力の強化、デジタル化に対応した魅力あるコンテンツの創造及び市町村間、官民間を超えた連携が課題である。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本事業の実施主体である 18 市町村は、当該地域に観光資源である「恋人の聖地」を有している。「恋人の聖地」は、NPO 法人地域活性化支援センターが、2006 年 4 月 1 日より、「恋」「恋愛」をテーマとした地域の活性化への取り組みによる『観光地域の広域連携』を目的に、全国の観光地の中からプロポーズにふさわしい地域・活動を選定した場所である。NPO 法人地域活性化支援センターでは、恋人の聖地プロジェクトとして、地域の自治体や民間団体と連携して地域の新たな魅力づくりと情報発信を図るとともに、地域間の連携による地域活性化を推進しており、2016 年には「恋人の聖地観光協会」（現在：全国の地方自治体・団体・企業 209 団体）を発足している。現在、「恋人の聖地」の来訪者は年間約 7,000 万人と推計されている。

2019 年には、「恋人の聖地」を有する市町村が、広域連携による様々な事業を推進するために各市町村長で組織する「恋人の聖地観光協会市町村長会」（現在地方自治体数 122）を立ち上げており、「恋人の聖地観光誘客連携による地域活性化事業部会（2010 年設立）」が設立されている。さらに現在、「恋人の聖地広域連携によるデジタル・シティプロモーション事業部会（2021 年 4 月設立予定）」にて事業の実施を予定している。

地方においては、各市町村の少子高齢化、東京一極集中による人口減少に歯止めがかからず、地域の衰退が懸念されており、さらに、2020 年に入りコロナウイルス感染症拡大により、社会状況は大きく変化し、新しい生活様式に対応した施策が各市町村に求められている。

そこで、全国の市町村において、新しい生活様式に対応した効果的なシティプロモーションにより、地域の魅力を全国、特に東京をはじめとする大都市圏に向け発信することができ、市町村域の地域資源を魅力あるものに磨き上げることにより、観光振興による交流人口の増加に加え、関係人口の増加を図り、移住・定住による地方への人の流れを生み出すことができる地方創生としての将来像を目指す。

【数値目標】※ 欄は適宜加除してください。

KPI	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
観光入込数（人）	7,740,000	2,326,000	5,033,000
ポータルプラットフォームへの投稿数（件）	0	810	1,080
メディア掲載数（件）	0	324	432

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
7,549,000	4,530,000	2,717,000	22,155,000
1,080	1,080	1,080	5,130
432	432	432	2,052

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

「恋人の聖地」広域市町村連携によるデジタル・シティプロモーション事業

③ 事業の内容

「『恋人の聖地』を有する市町村である」という縁を活用し、シティプロモーションを共通のテーマとして、「恋人の聖地観光協会市町村長会」加入の市町村のうち、広域連携によるデジタル・シティプロモーションによる地方創生事業に賛同する18市町村が連携し、次の事業を実施する。

(1－1) 広域市町村連携シティプロモーション事業

(SNS等の活用のためのポータルサイト等の基盤整備事業)

18市町村が共同活用できるプラットフォーム、SNS、共同制作物等を整備する。

- YouTubeチャンネル、SNS等の開設、ポータルサイトの開設
(市町村動画の投稿・コンテスト等実施・インフルエンサー、著名人と
のコラボなど)

(1－2) 各市町村の連携シティプロモーション事業

参画市町村は独自のシティプロモーションを実施し、18市町村が連携を図る。

また、ポータルサイト等の活用による連携シティプロモーション実施に向けて参画市町村は

- SNS発信用動画の企画、撮影、編集
- WEBサイト等の拡充、告知用バナー制作等
- チラシ・ポスター等告知用ツールのデザイン制作
- 地域の事業者へのポータルサイトの活用促進PR等

に取り組む。

(2) 地域産業拡大事業

各市町村域（農林水産・観光）のデジタル情報価値（バリエーション・魅力）を高めるとともに、ソフト系コンテンツを開発する。各市町村がモニュメント整備、回遊プラン整備、イベント等を通して恋人の聖地をはじめとする地域の魅力を向上させる。

- ・地域資源、特産品、農水産品
〔ブランド化、YouTuber・大使館等と連携構築〕
- ・全国に向けた市町村の魅力発信
〔地域人材・著名人・タレント等との連携構築〕
- ・商店、施設等によるSNS対応商品開発
〔おもてなしメニュー開発、地域キャラクターの活用〕

(3) 情報ネットワーク・地域活性化事業

デジタル・シティプロモーション事業部会設立による市町村間の実施事業の共有、連携プロモーション等の実施とともに、各地域において事業者・市民・学生も巻き込んだ「地方創生」を実現するための啓発事業を実施する。

- ・都市圏からの共同誘客ネットワーク構築
〔広域連携結婚支援事業、体験ツアー造成、協働イベント実施、PR事業等の実施〕
- ・参画市町村連携「地方創生」リモートワークショップ等の開催
〔啓発・連携構築〕

(4) 市町村のブランド強化・収益構築のハード事業

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

5年間の本事業では「情報ネットワーク・地域活性化事業」により、各地域の民間事業者・市民・学生を巻き込んだ「協働誘客ネットワーク」を構築し、6年目以降の継続的な事業の核として活用することにより、全体の事業コストを削減し自立化を図る。また、次のとおりの収入源を確保し、6年目以降に本交付金に頼らない事業運営を目指す。市町村は「企業版ふるさと納税制度」の利活用の拡大ばかり、制度の仕組みを活用した地方創生のより一層の充実・強化を図るため企業の支援を得ていく。

- ①各自治体の自主財源
 - ②地場産業・特產品関連事業者等、各地域の協力事業者からの事業協賛
 - ・広告出稿料など
 - ③全国の観光事業者、各種大手企業による支援、企業版ふるさと納税の活用など
- (②) 広域市町村連携シティプロモーション事業については、6年目より開設済みのYouTubeチャンネル、ポータルサイトを活用し、WEBサイトへの情報掲載、SNS情報配信、チャンネル登録来訪見込者へ定期情報配信等、を実施し、広告掲載料・事業協賛費等を設定（複数協賛社により按分予定）。

【官民協働】

参画市町村はシティプロモーション事業の効果を最大化するため、SNS等の特性を活かした広域連携実施を目指して、ICTを活用しSNSに対応する発信情報コンテンツ事業の開発を促進し、民間も活用できるプラットフォームの整備を通して交流人口、関係人口拡大の拡大に努めるものとする。

各地域の農林水産関連、各種商店、観光、宿泊、飲食、結婚関連、など幅広い地域事業者は、各地域全体でソフト系コンテンツの充実を図り、プラットフォーム上で一体となってSNS等を活用し各市町村のプロモーションを実施する。

本事業に参画する市町村を構成員とし「恋人の聖地」広域連携によるデジタル・シティプロモーション事業部会（仮称）（事務局/NPO法人地域活性化支援センター）」を立ち上げ、運営の中核として事業全体及び自治体単位の両面にわたって、民間事業者と協働して取り組む体制を組織化し、参画自治体および民間事業者の役割に応じて各々が地域の活性化事業に取り組む。自立に向けて民間企業に対する協賛費、企業版ふるさと納税の活用提案を継続的に推進する。

【地域間連携】

本事業では、次のとおり、「広域市町村連携シティプロモーション

事業」、「地域産業拡大事業」、「情報ネットワーク・地域活性化事業」を共同して実施し、SNS情報発信のプラットフォームを共同で整備・運用することにより、市町村単独では得にくい、広域的なメリットを発揮することができる。

さらに、恋人の聖地観光協会の連携活用により、本事業参画団体以外を含めた全国200を超える団体ならびにその包含する各地域内団体・企業との連携を図ることにより大きな波及効果を得ることができる。

- ①「広域市町村連携シティプロモーション事業」では、参画市町村によるSNS等の情報発信の共同プラットフォーム構築により、一事業体として、情報拡散力の大きい著名人の活用、『全国メディアへの情報発信、ナショナルブランド企業との連携』が可能となり、全国への訴求力向上とともに、各市町村による地域におけるプロモーションにおいても『ブランド力の向上』が図れる。共同してSNS等による誰もが活用できるプラットフォームを整備することにより、遠隔地域の事業者、市民等の活用により地域を越えた情報共有、相互交流、コラボ商品開発等が可能となる。
- ②「地域産業拡大事業」では、各市町村による連携のスケールメリットを活かし、恋人の聖地ブランドによる各地の商品・サービスの『SNSコンテンツ化を促進』することにより、広域WEBショップ等との連携において、各地域のブランド力を高めることができる。また、既存のブランドのリブランディング、恋人の聖地派生ブランド等のプロモーションを共同で行うことにより『投資効率』を高め、SNS等の活用等により相乗効果を得ることができる。SNS等によるプラットフォームの整備により、今までデジタル化に乗り遅れていた事業者に参加を呼び掛けることができ、他地域の先進事例を共有することにより『地域のデジタル化推進』を図ることができる。
- ③「情報ネットワーク・地域活性化事業」では、全国200ヶ所を超える恋人の聖地との広域連携を背景に、本事業による参画市町村間の事

例共有、連携誘客プロモーション等の実施とともに、各地域における受け皿となる事業者・市民・学生も巻き込んだ「地方創生」を実現するための啓発事業を実施することにより、効果的な『共同シティプロモーション事業の実現』が可能となる。また、恋人の聖地観光協会が2015年より恋人の聖地参画団体を対象として毎年開催している「地域活性化大賞」（2019年応募自治体数87）では、市町村のみならず民間事業も含めて、地域活性化に資する取り組みの成功事例の共有を図っており、応募団体はマスメディア等による取材掲載により、シティプロモーションとしての実績を上げてきている。参画市町村による事業部会は本事業の成果を「地域活性化大賞」と連携することにより、全国200ヶ所を超える恋人の聖地はじめ全国の地方自治体との成果事例共有を可能とし、大きな波及的効果を生み出す。

【政策間連携】

本事業は、地域の農林水産・加工業、中小企業支援による産業振興はもとより、恋活から婚活、婚活から婚維持活といった活動の支援に活用するとともに、活性化関連産業の振興も行う。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】と同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度5月に、3月時点のKPIの達成状況を事業部会が取りまとめ、その結果を各市町村にて検証する。

【外部組織の参画者】

構成市町村において設置される推進委員会等を構成する有識者

【検証結果の公表の方法】

毎年度、各市町村のホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 3,885,299千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。